田園風景のなかにたたずむ2階建て物件!

| 物件登録 | 録番号 | 268 | | | |
|---------|------|----------------|--|--|--|
| 所在 | E地 | 常陸太田市小目町 | | | |
| 売却・賃 | 貸の別 | 売却 | | | |
| 希望売却 | ・賃貸額 | 250万円 | | | |
| 建築年 | | 昭和52年 | | | |
| 補修の要否 | | 多少の補修が必要 | | | |
| 補修の費用負担 | | 入居者負担 | | | |
| 空き家の概要 | | | | | |
| | 土地 | 1037. 46平方メートル | | | |

その他



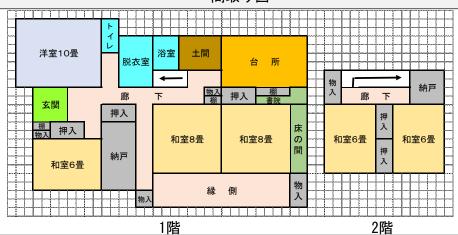
| 空き家の概要 | | 施設の状況 | | | |
|-------------------------|--------|--|--|--|--|
| 土 地 1037.46平方メートル | | 電 | 気 | 引き込み済 | |
| 建物 | 1 階 | 127.04平方メートル | ガ | ス | プロパンガス |
| | 2 階 | 34. 70平方メートル | 風 | 呂 | 灯油給湯器 |
| | 合 計 | 161.74平方メートル | 水 | 道 | 上水道 |
| 構造木造 | | 下 | 水 | 浄化槽 | |
| 建築確認 – | | トイレ | | 水洗/洋式 | |
| 都市計画区域区分 市街化調整区域(区域指定外) | | 駐車場 | | あり | |
| 住宅の耐震化 旧耐震基準住宅 耐震改修無 | | 庭 | | あり | |
| | 生地建物建物 | 土地 1037.4 建物 1 階 全階 合計 基確認 市街化調整 | 土地 1037.46平方メートル 1階 127.04平方メートル 2階 34.70平方メートル 合計 161.74平方メートル 本造 本造 築確認 - 面区域区分 市街化調整区域(区域指定外) | 土地 1037.46平方メートル 電 建物 1 階 127.04平方メートル ガ 建物 2 階 34.70平方メートル 風 合計 161.74平方メートル 水 基礎 木造 下 築確認 - トコ 画区域区分 市街化調整区域(区域指定外) 駐車 | 土地 1037.46平方メートル 電気 建物 1 階 127.04平方メートル ガス 建物 2 階 34.70平方メートル 風呂 合計 161.74平方メートル 水道 本造 下水 築確認 - トイレ 画区域区分 市街化調整区域(区域指定外) 駐車場 |

● 上記土地面積は宅地2筆の合計。

● 隣接地2筆(田425㎡、畑238㎡)も併せて売却。

● 車庫兼物置1棟 (未登記S54・55.63㎡)、倉庫1棟 (未登記H7・84.29㎡) あり。 ● 本物件は市街化調整区域(区域指定外)のため、購入者の条件や許可手続きが発生し ます。詳細は建築住宅課へお問い合わせください。

間取り図





写真

和室8畳 洋室10畳









浴室

トイレ

和室6畳(西側)





【ご注意】

- ※ 図面と現況に相違がある場合は現況を優先とします。
- ※ 空き家をご紹介するには、事前に空き家バンク利用登録が必要となります。
- ※ 詳細については、仲介業者による案内となりますが、利用登録がお済みでない場合は、 ご案内できかねますのでご注意ください。

| 主要施設等への距離 | 駅 | 常陸太田駅 | 5.3 km | バス停 | 川中子 | 0. 5 km |
|-----------|---------|-----------|---------|------|-----------|---------|
| | 市役所等 | 常陸太田市役所 | 5.8km | 図書館 | 市立図書館 | 6. 9 km |
| | 警察署/交番 | 太田駅前交番 | 4.9 km | 消防署 | 常陸太田市消防本部 | 4.8 km |
| | 小学校 | 世矢小学校 | 1.3 km | 中学校 | 世矢中学校 | 1.4 km |
| | 幼稚園/保育園 | 太田あすなろ保育園 | 2.8 km | 郵便局 | 小目郵便局 | 0. 6 km |
| | 病院/診療所 | 大山病院 | 5. 2 km | スーパー | かわねや木崎本店 | 5. 5 km |

お得な助成制度があります! ぜひご活用下さい!

〇空き家のリフォーム工事費用を助成します

売買や賃貸等により物件を利活用する所有者の方、物件の賃借人又は購入して1年以内の方に、空き家のリフォーム工事費用の1/2を助成します。

※要件有(居住部分のみ・自己の居住を目的とする工事費用)

(限度額100万円)

○空き家の家財道具等の処分費用を助成します

売買や賃貸等により物件を利活用する所有者の方、物件の賃借人又は購入して1年以内の方に、物件に残存する家財道具等の処分及び搬出に要する費用を助成します。

(限度額20万円)

※上記助成制度を利用する場合は、事前の申請が必要です。

工事後・処分後の申請は受付できませんのでご了承ください。